

(最終改正)

畜 産 第 3 8 3 号

令和3年(2021年)5月14日

北海道高病原性鳥インフルエンザ及び  
低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル

北 海 道



## 本マニュアルで使用する主な略称及び用語

### 1 関係法令等

- 家伝法 : 家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）
- 施行規則 : 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）
- 飼養衛生管理基準 : 家畜伝染病予防法に基づき家畜（牛、めん羊、山羊、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏その他家きん、馬）の所有者が疾病の発生を予防するため遵守すべき飼養管理方法に関する基準（平成23年10月1日農林水産大臣公表）
- 防疫指針 : 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき農林水産大臣が作成  
・公表する特定家畜伝染病防疫指針  
\*平成30年12月27日時点、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫、牛伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて公表済み。
- 廃掃法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 感染症法 : 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

### 2 国や道などの機関

- 動衛課 : 農林水産省消費・安全局動物衛生課
- 動物衛生研究部門 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
- 畜産振興課 : 北海道農政部生産振興局畜産振興課
- （総合）振興局 : 知事の権限に属する事務を分掌する機関で全道14カ所に設置
- 家保 : 家畜保健衛生所
- 本庁指揮室 : 本庁対策本部指揮室（見出し、ヘッダー、目次を除きマニュアル中では対策本部省略して記載）
- （総合）振興局指揮室 : （総合）振興局対策本部指揮室（見出し、ヘッダー、目次を除きマニュアル中では対策本部を省略して記載）

### 3 その他疾病に関する用語等

本文中に特段の注釈がない場合、各用語が示す意味は次のとおりとする。

疫学関連農場	： 発生農場と防疫指針に規定される疫学的関連が確認された農場
海外悪性伝染病	： 国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する越境性動物疾病をはじめとした家畜の悪性伝染病
家きん	： 鶏、あひる（あいがもを含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
家きん等	： 家きんと飼育動物（鳥類）
家きん飼養者	： 家きんの所有者及び管理者
家きん飼養農場	： 家きんを飼養するための農場、展示等を行う施設を含む
家畜	： 牛、めん羊、山羊、水牛、鹿、豚、いのしし（豚との交雑種を含む）
家畜等	： 家畜及び家きん
家畜等飼養者	： 家畜等の所有者及び管理者
家畜等飼養農場	： 家畜等を飼養するための農場、展示等を行う施設を含む
患畜等	： 患畜及び疑似患畜
家畜防疫員	： 家伝法第53条に基づき、同法に規定する事務に従事させるため、都道府県知事が、原則として当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する。
飼育動物	： 飼育されている偶蹄類の動物又は鳥類の内、家畜又は家きんに該当しないもの
消毒ポイント	： 家伝法第28条の2に基づき防疫指針の規定により都道府県知事が設置する車両用の消毒設備
ストックポイント	： 緊急防疫資材ストックポイント
ト	
畜舎	： いわゆる牛舎、豚舎、鶏舎ほか家畜等を飼養するために収容する構造物及びその付帯施設
特定症状	： 家伝法第13条の2に規定される口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状
高病原性鳥インフルエンザ等	： 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
発生農場	： 患畜等が確認された農場
防疫地図システム	： 北海道家畜防疫地図システム
ム	
防疫作業員	： 防疫作業に従事する者
野生鳥獣	： 野鳥を含む野生動物

# 目 次

## 第1部 総説

I	制定の経過等	01-1
II	マニュアルの周知と継続的な見直し	01-1
III	発生の予防	01-1
IV	発生時の対応	01-3
V	初動対応及び連絡体制	01-6

## 第2部 各論（防疫作業）

I	立入・疫学調査係	02-001-1
II	本庁対策本部	02-002-1
1	総括班長（食安局長・次長）	02-002-1
2	防疫班	02-002-2
	（1）班長（家畜衛生担当課長）	02-002-2
	（2）班を構成する係	02-002-3
	（3）防疫対策係（畜産振興課家畜衛生係）	02-002-3
	（4）埋却支援係（事業調整課）	02-002-4
3	防疫支援班	02-002-5
	（1）班長（畜産振興課長）	02-002-5
	（2）班を構成する係	02-002-6
	（3）防疫支援係（畜産振興課酪農振興係、牛乳乳製品係、肉牛振興係）	02-002-6
	（4）集合施設運営支援係（技術普及課）	02-002-7
	（5）消毒ポイント支援係（畜産振興課畜産環境係）	02-002-8
	（6）健康管理・感染症対策係（人事局職員厚生課及び保健福祉部感染症対策課）	02-002-9
4	調整班	02-002-10
	（1）班長（農政課長）	02-002-10
	（2）班を構成する係	02-002-11
	（3）企画・総務係（農政課、人事局人事課）	02-002-11
	（4）関係機関調整係（食品政策課）	02-002-12
	（5）災害派遣調整係（危機対策局危機対策課）	02-002-13
III	（総合）振興局対策本部	02-003-1
1	総務課	02-003-1
2	地域政策課	02-003-2
3	環境生活課	02-003-5
4	社会福祉課	02-003-7
5	生活衛生課及び食肉衛生検査所	02-003-8
6	商工労働観光課	02-003-10
7	建設管理部	02-003-11
8	教育局	02-003-12
9	農業改良普及センター	02-003-13

IV	(総合) 振興局指揮室	02-101
1	農場防疫班	02-101
	(1) 先遣隊 (計画)	02-101
	(2) 先遣隊 (受入)	02-102
	(3) 農場統括係	02-103
	(4) 連絡調整係	02-104
	(5) 撮影係	02-105
	(6) 現地受入係	02-106
	(7) 資機材管理係	02-107
	(8) 通行遮断係	02-108
	(9) 原因究明係	02-109
	(10) 評価係	02-110
	(11) 殺処分係	02-111
	(12) 清掃・消毒係	02-112
	(13) 埋却係	02-113
2	防疫支援班	02-201
	(1) 集合施設運営係	02-201
	(2) 資機材調達・管理係	02-202
	(3) 運搬係	02-203
	(4) 健康管理・感染症対策係	02-204
	(5) 消毒ポイント係	02-205
	(6) 連絡調整係	02-206
	(7) 食事係	02-207
3	総括・調整班	02-301
	(1) 連絡調整係	02-301
	(2) 動員・班編制係	02-302
	(3) 輸送・宿泊・食事係	02-303
	(4) 資機材調達係	02-304
	(5) 広報・記録係	02-305
	(6) 自衛隊連携係	02-306
4	周辺農場防疫班	02-401
5	防疫作業員への留意事項	02-501

# 第 1 部

## 総 説





## I 制定の経過等

北海道における高病原性鳥インフルエンザ等の予防及び発生時の防疫措置については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル及び同作業マニュアルに基づき対応してきた。

平成30年12月、北海道家畜伝染病防疫対策要綱（平成30年12月27日付け畜産第1915号）において、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の予防及び発生時の体制を規定した。

このため、同要綱に統合、再構築された全庁的な取組の共通部分に係る記述を見直すとともに、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルと同作業マニュアルを統合し、新たに、北海道高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルを制定する。

## II マニュアルの周知と継続的な見直し

本マニュアルを実効性のあるものとするため、警戒本部等を通じて関係部局等で共有するとともに、研修・訓練等を通じて周知と理解を深める。

なお、組織機構改正、防疫指針の変更等があった場合や、本病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展並びに全道で実施している防疫演習等での検証により新たに課題が生じた場合には、随時見直すこととする。

## III 発生の予防

要綱に基づく予防のための啓発、指導等に加え、特に高病原性鳥インフルエンザ等にあたっては次のとおり予防に努める。

### 1 立入検査

家保は、関係機関等と連携し、100羽以上（だちょうについては10羽以上）を飼養する家きん飼養農場に対し、年1回以上立入検査を実施し、家伝法第12条の3に規定される飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

特に、過去の国内での発生事例に係る知見等を踏まえ、野生鳥獣の侵入防止、野生鳥獣の糞便等による飼料・飲水の汚染防止、鶏舎立入時の着替え・履替え・衣類等の消毒の重要性を周知し、その徹底を指導する。

なお、飼養衛生管理基準を遵守していない場合にあつては、必要に応じて法第12条の5に基づく指導及び助言を行うこととし、改善が見られない場合においては、法第12条の6に基づく勧告及び命令を行う。

### 2 清浄性の確認

#### (1) 臨床検査

家保は、1の立入検査の他、家きん飼養者に対し立入検査を実施した場合には、異状の有無を確認するため、家きんの臨床検査を実施する。

## (2) 定点モニタリング

家保は、防疫指針に基づき、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型で飼養している農場などの感染リスクが他と比較して高い環境にある管内家きん飼養農場から、年度内に計画された管内の対象戸数の農場について、毎月1回、調査を実施する。調査は、臨床検査、ウイルス分離及び血清抗体検査によるものとし、臨床検査時に異状の認められた家きんを優先して採材する。

## (3) 強化モニタリング

家保は、防疫指針に基づき、法第5条第1項の規定により、100羽以上（だちょうについては10羽以上）を飼養する家きん飼養農場において渡り鳥の飛来状況を勘案して原則10月から5月の年1回、検査を実施する。検査は臨床検査及び血清抗体検査による。

## IV 発生時の対応

発生時においては、防疫指針に基づき、家伝法の規定により次のとおり対応する。対応終了に至る概要は図1のとおり。

# 高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について

発生農場の防疫		制限区域の防疫	
<p><b>通行制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取り付ナ道路等の通行制限</li> <li>○ 発生場所のバイオセキュリティの確保</li> </ul>		<p><b>移動制限区域等の設定</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生農場</li> <li>○ 移動制限区域 (発生農場から半径3km) 家きんの生体・死体・鶏卵・排せつ物等、区域内の移動を禁止</li> <li>○ 搬出制限区域 (発生農場から半径10km) 家きんの生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止</li> </ul> <p>* 低病原性鳥インフルエンザにあっては移動制限区域は半径1km、搬出制限区域は半径5km</p>	<p><b>消毒ポイントの設置</b></p> 
<p><b>患畜・疑似患畜の殺処分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炭酸ガスを使用</li> </ul> 		<p><b>汚染物品処理</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋却 堆肥化、一定期間封じ込め等</li> </ul>	<p><b>発生状況確認検査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動制限区域の全農場(100羽以上に立入検査)</li> <li>* 低病原性鳥インフルエンザにあって移動制限区域及び搬出制限区域内</li> <li>○ 臨床検査、抗体検査、抗原検査</li> </ul> <p><b>発生状況確認検査陰性</b></p>
<p><b>埋却</b></p> 	<p><b>消毒(1回目)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消毒薬噴霧、消石灰散布</li> </ul>	<p><b>清浄性確認検査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生農場の防疫措置完了から10日経過後</li> <li>○ 移動制限区域の全農場(100羽以上に立入検査)</li> <li>○ 臨床検査、抗体検査</li> </ul> <p><b>清浄性確認検査陰性</b></p>	
<p><b>農場防疫措置完了</b></p> <p>約1週間後</p> <p><b>消毒(2回目)</b></p> <p>約1週間後</p> <p><b>消毒(3回目)</b></p> 	<p><b>搬出制限区域(半径3~10km)解除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農場の防疫措置完了、清浄性確認検査陰性</li> <li>○ 農林水産省との協議を経て解除</li> </ul> <p><b>移動制限区域(半径3km)解除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性</li> <li>○ 農林水産省との協議を経て解除</li> </ul>		
<p><b>制限区域を含めた防疫措置の終了</b></p>			

図1 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置

## 1 異常家きんの届出

家きん飼養者は、飼養家きんに異常を認めた場合は、家保へ届け出る。

## 2 立入検査

届出を受けた家保は農場に立入り、臨床検査を行うとともに簡易検査を行う。簡易検査が陽性の場合、病性鑑定のための採材を行い、細密検査（遺伝子検査）のため家保病性鑑定課へ材料を搬入する。

また、簡易検査陽性の場合、本庁及び（総合）振興局に対策本部を設置する。

## 3 防疫計画（案）の作成

家保は、高病原性鳥インフルエンザ等の簡易検査陽性事例が発生した場合は、細密検査を進め、（総合）振興局から派遣された職員とともに、家きんの殺処分、死体・汚染物品等の処理方法など防疫計画（案）を作成し、本庁の対策本部で決定する。

## 4 防疫措置

遺伝子検査の結果、患畜又は疑似患畜が決定した場合は、道及び関係機関は一丸となって当該農場に係る防疫計画等に基づき防疫措置を行う。防疫措置は、家きん・物品等の移動を制限しながら、発生農場、制限区域及び疫学関連農場の防疫を同時に進め、発生農場の防疫措置が完了後、他の家きん飼養農場での発生がなければ制限区域を解除し防疫措置が終了する。

### (1) 発生農場

発生農場においては、通行や家きん・物品等の移動を遮断し、当該農場で飼養される家きんの殺処分、家きんの死体・汚染物品の処分（焼却・埋却・消毒等）、農場内の消毒を実施する。

患畜又は疑似患畜決定後、患畜又は疑似患畜が確認された鶏舎の防疫措置に着手、最優先で原則24時間以内に殺処分を完了させる。殺処分作業は、リスクの高い鶏舎、鶏群から進め、農場内のウイルスのまん延を防止する。埋却地についても掘削を開始し、殺処分した家きんを順次埋却する。埋却後、汚染物品の処理（埋却等）、鶏舎等の消毒を行う。

### (2) 制限区域

発生農場を中心に移動制限区域（半径3km以内）及び搬出制限区域（半径3～10km）を設定する。家畜防疫員は、制限区域内の家きん飼養農場において、発生状況確認検査や清浄性確認検査を実施する。また、畜産関係車両等については、道が設置した消毒ポイントにおいて車両の消毒を行い、ウイルスのまん延を防止する。

なお、移動制限の対象は、

ア) 生きた家きん

イ) 家きんの卵（ただし、GPセンター\*等で既に処理されたものを除く）

ウ) 家きんの死体

エ) 家きんの排せつ物等

オ) 敷料・飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く）

であるが、防疫措置の進捗を踏まえ、動衛課との協議を経た場合において、次のとおり対象外となる場合がある（表1参照）。

\*GPセンター：鶏卵を洗浄・選別・包装する施設であり、液卵加工場もこれに準じる。

表1 移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん	食用卵	種卵	ひな	ひな
		(農場から食鳥処理場)	(農場からGPセンター)	(農場からふ卵場)	(移動制限区域内の種卵に由来するもの) (ふ卵場から農場)	(移動制限区域外の種卵に由来するもの) (ふ卵場から農場)
移動制限区域	移動制限区域	△	△	△	△	△
	搬出制限区域	×	△	△	△	△
	制限区域外	×	△	△	△	△
搬出制限区域	移動制限区域	△	△	△	△	△
	搬出制限区域	○	○	○	△	○
	制限区域外	△	△	△	△	△
制限区域外	移動制限区域	△	△	△	△	△
	搬出制限区域	○	○	○	△	○
	制限区域外	○	○	○	△	○

○：条件なしで移動可能、△：条件付きで移動可能、×：移動不可

## 5 疫学関連家きん飼養農場

発生農場での疫学調査から関連のある家きん飼養農場が特定された場合は、移動制限を設定するとともに、毎日の死亡状況の確認並びに飼養家きんの検査など浸潤状況の確認を行う。

なお、疫学関連家きん飼養農場については、防疫指針に基づき、発生農場で家きんの飼養管理を行う者、発生農場を出入した人・車両、発生農場の家きんとの接触等に係る調査結果を踏まえ、動衛課との協議を経て決定する。

## 6 農場防疫措置の完了

防疫措置の完了は、患畜等の殺処分や埋却、汚染物品の処理、鶏舎等の消毒終了後、家保所長が防疫措置の確認を行い、本庁及び局指揮室と協議の上、(総合)振興局対策本部長が判断し、本庁対策本部長にその旨報告する。

## 7 防疫措置の終了

防疫措置の終了は、完了後2回の鶏舎の消毒、制限区域及び疫学関連の家きん飼

養農場の清浄性が確認された場合に、本庁及び局指揮室と協議の上、(総合)振興局対策本部長が判断し、本庁対策本部長に報告する。

## 8 農場の経営再開

経営再開に向けて、家保は、防疫措置の終了後に発生農場の環境材料等のウイルス分離検査で陰性を確認後、経営再開のために新たに家きんを導入する鶏舎にモニター家きんを2週間飼養し、抗体検査・ウイルス分離検査を行い、ウイルスが存在しないことを確認する。

また、関係部局と連携し、殺処分した家きんや汚染物品などの手当金の支払い等についての相談、経営資金についての相談を受け、農場の再開に向けたサポートを行う。

## V 初動対応及び連絡体制

異状家きんの届出を受けた後、防疫措置開始までは次の段階を経て実施する。

なお、各段階において想定される各関係者の対応案を表2に示す。

### 1 異常家きんの届出時 (Stage 1) (表2-1)

#### (1) 届出内容の情報伝達

家きんの所有者から家保に異常家きんの届出があった場合、家保、農務課及び畜産振興課は知事、副知事を含め関係部局に迅速に情報を伝達し、初動体制の準備を進める。

#### (2) 現地派遣体制の準備

家保及び農務課は、農場への立入検査の準備を行う。

#### (3) 初動防疫実施に向けた準備

家保、農務課及び畜産振興課は、それぞれ(総合)振興局及び本庁関係部局へ当該農場の防疫計画(案)を提出する。併せて、畜産振興課は、農水省へ情報提供を行う。

### 2 第1回目簡易検査陽性時—先遣隊による事前調査— (Stage 2) (表2-2)

#### (1) 立入検査結果の情報伝達、人員派遣、資機材発注の調整

立入検査を行った家畜防疫員は、その結果について迅速に家保所長へ連絡する。簡易検査の結果が陽性であった場合、家保は、農務課及び畜産振興課へ連絡するとともに、それぞれ本庁及び(総合)振興局関係部局に連絡する。

本庁及び(総合)振興局対策本部及び指揮室を立ち上げ、防疫措置の実施を前提に、人員派遣、資機材の発注等準備作業に取りかかる。

#### (2) 病性鑑定材料の搬送

立入検査を行った家畜防疫員は、詳細な検査に供するため、材料を採材、搬送を行う。なお、場合によっては、農場での受け渡しにより農務課が搬送を行う。病性判定のスケジュールは、本庁及び(総合)振興局関係部局で共有する。

## (3) 先遣隊の調査

家保及び農務課は先遣隊を組織し、派遣、防疫計画の精査を行う。

## 3 第2回目簡易検査陽性時－防疫計画の調整－（Stage 3）（表2-3）

## (1) 簡易検査結果の情報伝達

家保で実施した簡易検査結果や確定検査（遺伝子検査）の結果判明時刻は、本庁及び（総合）振興局でそれぞれ共有する。

## (2) プレスリリースの準備と調整

本庁指揮室防疫班長は、本庁指揮室副室長及び総括班長へプレス案を提示し、決定後、調整班（企画・総務担当）と調整するとともに、農水省とも調整の上、プレスリリースの時刻を調整する。

## (3) 農場防疫措置完了までの防疫計画（案）の決定

本庁指揮室及び局指揮室において、当該農場の防疫計画（案）の精査・調整を行う。また、防疫計画の中で、人員や物資等不足があれば各班で調整する。

## (4) 対策本部会議の開催

本庁及び（総合）振興局それぞれにおいて、対策本部会議を開催し、本庁対策本部で防疫計画を決定する。また、必要に応じ、記者説明を行う。





表2-1 異常家きんの届出時 (Stage 1)

【時間イメージ AM10:00 (農家届出後: 0時間)】

1. 届出内容の情報伝達

家きんの所有者→〇〇家保(〇〇)→〇〇家保(△△次長)	
① 〇〇家保(△△次長)→畜産振興課(主査(防疫)) : 届出内容、対応予定	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
〇〇家保(△△次長)→農務課(▽▽主幹) : 届出内容、対応予定、先遣隊派遣依頼	【電話】 <input type="checkbox"/>
〇〇家保(〇〇)→現地市町村(〇〇課長) : 届出内容、対応予定、先遣隊派遣依頼	【電話】 <input type="checkbox"/>
② 農務課(農務課長)→局長、副局長、部長、関係課、課内 : 届出内容、対応予定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
局長→(総合)振興局警戒本部構成員(即時集合できる者のみ) 指示: 農場で簡易検査陽性となった場合、即時に(総合)振興局対策本部、(総合)振興局指揮室、現地指揮所を立ち上げ(スピード優先のため。なお、集合出来ない者には追って電話)	【口頭】 <input type="checkbox"/>
③ 畜産振興課(家畜衛生担当課長) → 部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理担当課長、関係課、課内 : 届出内容、対応予定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
④ 推進監→知事、副知事 : 概要、対応予定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
知事、副知事→推進監 : 知事、副知事からの指示 (初動の心得及び農場で簡易検査陽性となった場合、即時に本庁対策本部及び本庁指揮室を立ち上げ全庁で対応(動員も含め))	【口頭】 <input type="checkbox"/>
推進監→農政部内及び(総合)振興局(局長) : 知事、副知事からの指示事項の伝達	【口頭】 <input type="checkbox"/>
⑤ 畜産振興課(主査(防疫))→動衛課 : 届出内容、対応予定	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
畜産振興課(主幹(防疫))→他家保(次長) : 概要、防疫資材発送及び家畜防疫員派遣の準備	【電話】 <input type="checkbox"/>
畜産振興課(課長補佐(環境飼料))→〇〇運送会社(日高or十勝) : ストックポイント(日高or十勝)からの防疫資材発送依頼	【電話】 <input type="checkbox"/>
畜産振興課(主幹(畜産企画))→他(総合)振興局(農務課長) : 概要、家保への連絡内容(防疫資材発送及び家畜防疫員派遣の準備)	【電話】 <input type="checkbox"/> 又は 【メール】 <input type="checkbox"/>

2. 現地派遣体制の準備

① 農務課(▽▽主幹)→〇〇家保(△△次長) : 病性鑑定材料搬送者、先遣隊構成員	【電話】 <input type="checkbox"/>
② 〇〇家保(△△次長)→畜産振興課(主査(防疫)) : 現地立入家保職員、病性鑑定材料搬送者、先遣隊構成員 [対応者リスト]	【電話】 <input type="checkbox"/>

3. 初動防疫実施に向けた準備

① ○○家保(○○)、農務課(▽▽主幹) : 発生農場の防疫計画、制限区域内の農場情報等の整理・情報共有	【確認】 <input type="checkbox"/>
農務課(農務課長)→局長、副局長、部長、関係課、課内 : 発生農場の防疫計画、制限区域内の農場情報等の概要、対応予定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
② 畜産振興課(主査(防疫)) : 発生農場の防疫計画、制限区域内の農場情報等	【確認】 <input type="checkbox"/>
畜産振興課(家畜衛生担当課長) →農政部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理 担当課長関係課、課内 : 発生農場の防疫計画、制限区域内の農場情報等の概要、対応予定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
畜産振興課(主査(防疫))→動衛課 : 発生農場の防疫計画、制限区域内の農場情報等の概要、対応予定	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>

表2-2 農場での簡易検査陽性時—先遣隊による事前調査—(Stage2)  
【時間イメージ AM12:00(農家届出後:2時間)】

1. 立入検査結果の情報伝達、人員派遣、資機材発注の調整

① 現地立入家保職員→〇〇家保(△△次長) : 発生状況、臨床検査、簡易検査の結果	【電話】□
② 〇〇家保→畜産振興課(主査(防疫)) : 発生状況、臨床検査、簡易検査の結果、他家保職員の派遣	【電話】□
〇〇家保→農務課長 : 簡易検査の結果、病性鑑定材料の搬送	【電話】□
〇〇家保→現地市町村(〇〇課長) : 簡易検査の結果	【電話】□
③ 農務課長→局長、副局長、部長、関係課内 : 発生状況、臨床検査、簡易検査の結果、職員のパ遣	【口頭】□
局長→(総合)振興局対策本部構成員(即時集合できる者のみ) : (総合)振興局振興局対策本部、(総合)振興局指揮室、現地指揮所を設置、各班の作業の開始、構成員以外の所属に対する動員指示(スピード優先のため。なお、集合出来ない者(普及センター所長や家保所長等)には追って電話)	【口頭】□
局長→現地市町村長、関係団体の長 : 発生概況、人員等協力依頼(詳細は担当から担当へ伝える旨)	【電話】□
各課長→各課員(即時集合できる者のみ) : (総合)振興局対策本部、(総合)振興局指揮室、現地指揮所が設置された旨(即時集合出来ない者には追って電話) (総合)振興局対策本部、(総合)振興局指揮室、現地指揮所における担当作業開始(移動する者は適宜移動開始)	【口頭】□
農務課(〇〇)→現地市町村・制限区域内市町村 : 概要、制限区域内、施設等の使用・確保、人員派遣要請等 (以後、施設等の使用・確保に関しては、「集合施設運営担当の●●」と調整を願う旨) (以後、人員派遣に関しては、「動員・班編制担当の▲▲」と調整を願う旨)	【電話】□
農務課(〇〇)→制限区域外市町村 : 概要、人員派遣要請等 (以後、人員派遣に関しては、「動員・班編制担当の▲▲」と調整を願う旨)	【電話】□
(総合)振興局(〇〇)→関係団体: 概要、人員派遣要請等 (以後、人員派遣に関しては、「動員・班編制担当の▲▲」と調整を願う旨)	【電話】□
地域政策課→各地域の自衛隊 農務課(〇〇)→道警、開発局等 : 概要、簡易検査の結果、協力依頼	【電話】□
④ 畜産振興課(家畜衛生担当課長)→部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理担当課長、関係課、課内 : 発生状況、臨床検査、簡易検査の結果、対応予定、職員(次長級等)派遣	【口頭】□
推進監→知事・副知事 : 簡易検査の結果、対応予定、職員(次長級等)派遣	【口頭】□
副知事→推進監 : 本庁対策本部、本庁指揮室を設置する旨、庁内関係者へそれを通知する旨、なお、本庁対策本部会議は病鑑家保での簡易検査陽性後を目処に追って開催	【口頭】□

表2 初動対応及び連絡体制対応案

する旨	
<b>推進監→農政課長→対策本部各位</b> : 本庁対策本部及び本庁指揮室が設置された旨、本庁指揮室各位は危機管理センターへ移動願う旨 (なお、本庁対策本部会議は病鑑家保での簡易検査陽性後を目処に追って開催する旨)	【口頭】 <input type="checkbox"/> 又は 【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>農政課長→危機対策課長→自衛隊、道警、開発局</b> : 概要、簡易検査の結果、協力依頼	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>農政課長→農務課長</b> : 本庁職員（次長級等）派遣者名・連絡先・到着予定時刻、対策本部及び本庁指揮室が設置され危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>食品政策課（主査（食品企画））→関係団体（連絡会議構成員）</b> : 簡易検査の結果、現地での派遣協力等	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（主査（防疫））→動衛課</b> : 発生状況、臨床検査、簡易検査の結果、対応予定、危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（主幹（防疫））→他家保（次長）</b> : 簡易検査の結果、防疫資材発送及び家畜防疫員派遣の指示、危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（家畜衛生係長）→器薬協会</b> : 簡易検査の結果、追加資材発注の可能性がある旨、危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（主幹（防疫））→〇〇家保（△△次長）、農務課長</b> : 送付資材リスト、家保派遣者リスト、危機管理センターへ移動する旨	【メール】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（課長補佐（環境飼料））→輸送業者（日高or十勝）、立会者の所属長</b> : ストックポイントからの防疫資材発送依頼の進捗確認、危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（課長補佐（環境飼料））→〇〇家保（△△次長）、農務課長</b> : 送付資材リスト、到着予定時刻、危機管理センターへ移動する旨	【メール】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（環境飼料担当課長）→北海道ペストコントロール協会</b> : 発生状況、消毒ポイント設置協力を依頼予定の旨、危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/>
<b>畜産振興課（主幹（畜産企画））→他（総合）振興局（農務課長）</b> : 簡易検査の結果、家保への連絡内容（防疫資材発送及び家畜防疫員派遣の指示）、危機管理センターへ移動する旨	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
本庁指揮室（危機管理センター）・現地指揮所（現地市町村等設置場所）に移動開始（本庁職員（次長級等）含む）	

2. 病性鑑定材料の搬送（1. と同時であるため、移動に関する記述は省略）

① 現地立入家保職員→〇〇家保 : 搬送開始、検体数、到着予定時刻等	【電話】 <input type="checkbox"/>
② 〇〇家保→畜産振興課（主査（防疫）） : 搬送開始、検体数、到着予定時刻、搬送者等	【電話】 <input type="checkbox"/>
〇〇家保→農務課長 : 搬送開始、到着予定時刻	【電話】 <input type="checkbox"/>

③ 農務課長→局長、副局長、部長、関係課、課内 : 搬送開始、検体数、到着予定時刻、対応予定	【口頭】 □
地域政策課→各地域の自衛隊 農務課(〇〇)→道警、開発局等 : 搬送開始、到着予定時刻、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻、対応予定	【電話】 □
④ 畜産振興課(主査(防疫))→病鑑家保(次長) * 病鑑家保と発生家保が異なる場合 : 搬送開始、検体数、到着予定時刻、搬送者、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻の確認等	【電話】 □
畜産振興課(家畜衛生担当課長) →部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理担当課長、関係課、課内 : 搬送開始、検体数、到着予定時刻、搬送者、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻	【口頭】 □
推進監→副知事 : 到着予定時刻、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻	【口頭】 □
畜産振興課(主幹(畜産企画))→本庁(次長級等)派遣者 : 到着予定時刻、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻	【口頭】 □
畜産振興課(主査(防疫))→動衛課 : 搬送開始、検体数、到着予定時刻、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻、対応予定	【電話】 □
農政課長→危機対策課長→自衛隊、道警、開発局 : 搬送開始、到着予定時刻、簡易検査・遺伝子検査の結果判明予定時刻、対応予定	【電話】 □

## 3. 先遣隊の調査(移動に関する記述は省略)

① 先遣隊(家畜防疫員)→〇〇家保(△△次長) : 調査結果(飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認)	【電話】 □
② 〇〇家保(△△次長)→畜産振興課(主査(防疫)) : 調査結果(飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認)	【電話】 □
〇〇家保(〇〇)→農務課長 : 調査結果(飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認)	【電話】 □
③ 農務課長→局長、副局長、部長、関係課、課内 : 調査結果(飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認)、対応予定	【口頭】 □
農務課長(総合)振興局指揮室)→現地指揮所【非農場】 : 調査結果(飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認)、対応予定	【口頭】 □
④ 畜産振興課(家畜衛生担当課長) →部長、推進監、次長、食安局長、農政課長、食品政策課長、技術管理担当課長、関係課、課内 : 調査結果(飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認)、対応予定	【口頭】 □

<p>推進監→副知事 : 調査結果の概要</p>	【口頭】 <input type="checkbox"/>
<p>畜産振興課（主査(防疫)）→動衛課 : 調査結果（飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認）、対応予定</p>	<p>【電話】 <input type="checkbox"/> 又は 【メール】 <input type="checkbox"/></p>
<p>畜産振興課（主幹(畜産企画)）→本庁（次長級等）派遣者 : 調査結果（飼養状況、鶏舎配置、埋却地など、事前に作成した防疫計画内容の確認）、対応予定</p>	【口頭】 <input type="checkbox"/>
<p style="text-align: center;">先遣隊（≡現地指揮所【農場】）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ （総合）振興局（農村振興課・整備・調整課、普及組織等含む）、家保、現地市町村</li> <li>■ 発生農場の状況確認</li> <li>■ 農場、埋却地等の見取図を確認</li> <li>■ 事前に作成した防疫計画を確認</li> </ul>	

表2-3 家保での簡易検査陽性時－防疫計画の調整－（Stage3）  
【時間イメージ PM 2:00（農家届出後：4時間）】

\* 本庁は危機管理センターに移動済。局は農場との距離によってケースバイケースであるため連絡調整に遺漏なきよう注意。

1. 簡易検査結果の情報伝達

① 病鑑家保次長→本庁防疫対策担当 ：簡易検査の結果、遺伝子検査結果の判明予定時刻	【電話】 □
② 本庁防疫対策担当 → ○○家保（△△次長）→先遣隊or現地指揮所【農場】農場統括担当 ：簡易検査の結果、遺伝子検査結果の判明予定時刻 * 現地指揮所【農場】が設置されている場合は、直接、現地指揮所【農場】の農場統括担当へ	【電話】 □
本庁防疫班長 →本庁指揮室内（含む自衛隊、道警、開発局等の連絡員（LO（リエゾン））） ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻、対応予定	【口頭】 □
本庁防疫対策担当→動衛課 ：簡易検査の結果、遺伝子検査結果の判明予定時刻、対応予定	【電話】 □
本庁防疫支援担当→農務課長or局総括・調整班長 ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻	【メール】 □
本庁防疫対策担当→他家保 ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻	【メール】 □
本庁企画・総務担当→他（総合）振興局農務課 ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻	【メール】 □
本庁企画・総務担当→知事室 ：知事への連絡事項	【メール】 □
本庁関係機関調整担当→在札関係団体 ：概要、簡易検査の結果	【電話】 □
③ 農務課長or局総括・調整班長 →農務課内or局総括・調整担当（現地指揮所【非農場含む】） ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻	【電話】 □
農務課長or局総括・調整班長 →局対策本部員（含む自衛隊、道警、開発局等の連絡員） ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻、対応予定	【口頭】 □
農務課or局連絡調整担当→現地指揮所【非農場】 * 現地指揮所【非農場】が設置済の場合 ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻	【電話】 □
農務課or局連絡調整担当→市町村、関係団体 ：簡易検査の結果、遺伝子検査の結果判明予定時刻 * 動員・班編制担当は別途、調整のこと	【電話】 □

2. 遺伝子検査の開始と動物衛生研究部門への検体搬送

確定検査である遺伝子検査は家保で実施する。なお、防疫指針等に基づき、動衛課との協議の上、家保で実施する遺伝子検査と並行して、簡易検査が陽性となった検体をはじめ、必要な検体を動物衛生研究部門に搬送する。

（遺伝子検査を実施する病鑑家保及び当該家保が所在する（総合）振興局） 【電話】 □

病鑑家保次長→農務課 : 検体発送の調整	
病鑑家保次長→畜産振興課主査（防疫） : 検体発送時間、到着時間	【電話】 <input type="checkbox"/>
畜産振興課主査（防疫）→北海道東京事務所 : 検体到着時間の連絡、検体の受取と動物衛生研究部門への搬送の調整	【電話】 <input type="checkbox"/>

### 3. プレスリリースの準備と調整

① 本庁防疫班長→本庁副室長、本庁総括班長 : プレス（案）の決定	【口頭】 <input type="checkbox"/>
本庁防疫対策担当→動衛課 : プレス（案）の送付、リリース時間の調整	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
本庁企画・総務担当→広報広聴課 : プレス（案）の送付、リリース時間の調整	【持参】 <input type="checkbox"/>
本庁企画・総務担当→局連絡調整担当 : プレス（案）の送付、リリース時間の調整	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
② 局連絡調整担当→局広報・記録担当 : プレス（案）の送付、リリース時間の調整	【持参】 <input type="checkbox"/>
（疑い事例のプレス（農水省、本庁、局で同時刻に実施））	<input type="checkbox"/>

### 4. 防疫計画（案）の精査

① 本庁防疫支援担当→局連絡調整担当 : 本庁指揮室機構図の送付	【メール】 <input type="checkbox"/>
② 局連絡調整担当→本庁防疫支援担当 : （総合）振興局指揮室機構図、現地指揮所機構図の送付	【メール】 <input type="checkbox"/>
③ 局指揮室（各班） : 農場の防疫計画（案）を精査	【確認】 <input type="checkbox"/>
局指揮室（各班）→局内、市町村、関係団体、自衛隊 : 調整、依頼等（施設等の使用・確保、人員の派遣等）	【電話】 <input type="checkbox"/> 又は 【口頭】 <input type="checkbox"/>
局指揮室（各班）→輸送、宿泊、飲食等業者・団体 : 調整、依頼等（埋却作業、宿泊等の発注・手配等）	【電話】 <input type="checkbox"/> 又は 【口頭】 <input type="checkbox"/>
局指揮室（各班）→本庁指揮室 : 人員の派遣、防疫資材の手配等、防疫計画改訂版（案）の送付	【口頭】 <input type="checkbox"/> 又は 【メール】 <input type="checkbox"/>
④ 本庁指揮室（各班） : 防疫計画の作成支援・調整 *（総合）振興局局作成（案）が成就するよう支援のこと	<input type="checkbox"/>
本庁指揮室（各班）→他（総合）振興局、他家保 : 人員の派遣調整、追加の緊急防疫資材の発送	<input type="checkbox"/>
本庁指揮室（各班）→現地指揮所（各班） : 結果報告	<input type="checkbox"/>



表2 初動対応及び連絡体制対応案

本庁指揮室（各班）→資機材等の業者・団体 : 調整、発注等 本庁指揮室（各班）→現地指揮所（各班） : 結果報告	【電話】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
本庁防疫対策担当→動衛課 : 必要に応じ確認・協議・依頼（人員の派遣、防疫資材の貸与）等 本庁防疫対策担当→本庁指揮室（副室長、各班長）、局指揮室（各班） : 結果報告	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤ 局指揮室連絡調整担当→本庁指揮室防疫支援担当 : 農場の防疫計画改訂版（案）を送付	<input type="checkbox"/>
⑥ 本庁防疫対策担当 : 第1回対策本部会議資料／防疫計画改訂版（案）の作成	<input type="checkbox"/>
⑦ 本庁対策本部指揮室班長会議 本庁防疫班長→本庁副室長、総括班長 : 第1回対策本部会議資料／防疫計画改訂版（案）の作成	<input type="checkbox"/>
⑧ 本庁副室長→本庁室長 : 同 説明・了承	<input type="checkbox"/>
⑨ 本庁室長ほか→本庁対策本部長 : 同 説明・了承	<input type="checkbox"/>

## 5. 本庁対策本部会議の開催

① 本庁総括・調整班長 : 本庁対策本部会議開催調整（会場・時間設定）	<input type="checkbox"/>
② （総合）振興局指揮室（各班）→本庁総括・調整班長 : 資料の提出	<input type="checkbox"/>
③ 本庁総括・調整班長→本庁対策本部構成員 : 本庁対策本部会議開催案内	【メール】 <input type="checkbox"/>
④ 本庁総括・調会議整班長→（総合）振興局指揮室副室長（地域創生部長） : 本庁対策本部の資料を送付	【電話】 <input type="checkbox"/> 【メール】 <input type="checkbox"/>
⑤ 本庁対策本部会議開催	
⑥ 本庁副室長、総括班長、防疫班長 : 終了後記者ブリーフィング	<input type="checkbox"/>



## 第 2 部

### 各 論 (防疫作業)



## I 立入・疫学調査係

### 1 作業内容

- (1) 異常家きんの届出があった農場での臨床検査、簡易検査
- (2) 農場の緊急的なバイオセキュリティ管理
- (3) 病性鑑定材料の遺伝子検査実施のための家保への運搬
- (4) 疑似患畜、疫学関連家きん特定のための疫学調査

### 2 作業場所

発生農場

### 3 作業場所までの移動手段

家保の公用車及び（総合）振興局の公用車

### 4 人員構成

- (1) 立入検査、疫学調査：家保職員2名
- (2) 検体を遺伝子検査実施家保（病鑑家保）に搬送：農務課等職員1名

### 5 作業手順及び留意事項

#### (1) 農場立入

ア 車を衛生管理区域外に駐車

イ 衛生管理区域の境界を示す防疫ラインを設定するため、コーン、コーンバーを農場前に設置

ウ 防疫ラインに消石灰を散布、消毒薬噴霧器を設置。

エ 家保職員2名は防疫衣を着て農場に立ち入る（シャワーインなど農場のルールがあればそれに従う）。

オ 農務課等職員は防疫ライン外側でトランシーバー等の通信機器を持って待機。

カ 農場管理者等と合流。

#### (2) 臨床検査

ア 異常発生鶏舎全体の臨床検査を行うとともに、死亡羽数をカウントする。

イ 死亡羽数については後で評価係と共有する。

#### (3) 簡易検査

防疫指針第4の2に従い簡易検査を実施する。

ア 死亡家きん及び異常家きんのそれぞれ複数羽で実施するものとし、死亡家きんについては11羽以上（11羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては、少なくとも2羽を対象とする。

イ 発泡スチロール箱、使い捨てカイロを使うなどして、使用説明書で指定された温度の下で実施する（「エスプラインAインフルエンザ（富士レビオ株式会社）」20-37℃）

## (4) 結果報告

結果判明後、直ちに家保へ電話で報告する。家保は畜産振興課家畜衛生グループへ結果を報告する。

## (5) 検体搬送

(簡易検査陽性の場合)

ア 気管スワブ、クロアカスワブ、血液を採材し、ラックに立ててオートクレーブバッグまたは発泡スチロール箱に入れ外側をアルコールもしくは逆性石鹼で消毒。

イ 死亡家きんをオートクレーブバッグに入れて、口を閉めてオートクレーブバッグの外側をアルコールもしくは逆性石鹼で消毒。

ウ 上記のア、イとも、鶏舎外で更にオートクレーブバッグに入れて、口を閉めてオートクレーブバッグの外側をアルコールもしくは逆性石鹼で消毒。

エ 上記のウを、防疫ライン上でクーラーボックス等に入れて、外側をアルコールもしくは逆性石鹼で消毒。

オ 農務課等職員1名は防疫ラインの外で検体を受け取り、布テープで封をして遺伝子検査実施家保（病鑑家保）に搬入。

(簡易検査陰性の場合)

家保職員が家保所長と相談の上、検体搬送、(6)及び(7)の措置の実施の有無を決定する。

## (6) 防疫措置

ア 法第32条第1項並びに防疫指針第4の3の(1)の②、③、④の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

(ア) 生きた家きん

(イ) 家きん卵（ただし、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）

(ウ) 家きんの死体

(エ) 家きんの排せつ物等

(オ) 敷料、飼料、家きん飼養器具

イ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

ウ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

## (7) 疫学調査

立入検査を行った家保職員は防疫指針第4の2の(3)の①、②、③のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況の情報を農場管理者や鶏舎担当者から聞き取る（様式4-1）。

また、防疫指針第4の3の(2)の①から④に基づき、当該農場に関する過去21日間における次の情報を聞き取り（様式4-2）、判明したものから順次、家保へ電話及び画像データ添付のメールで報告する。

(注)：全てを把握するのに時間を要するので、判明したものから順次報告すること。

ア 家きんの移出入

イ 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲

(ア) 家きんの所有者

(イ) 従業員

(ウ) 獣医師

(エ) 農場指導員

(オ) キャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）やビークトリミング作業従事者等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

(カ) 家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両

ウ 堆肥の出荷先

エ 種卵の出荷先

## 6 必要資機材

- (1) 防疫衣関係：ディスポキャップ、マスク、防疫衣、薄手ゴム手袋、ゴム張り軍手、長靴、ガムテープ、防寒衣
- (2) 検査関係：ヘッドランプ、鳥インフルエンザ簡易検査キット（2キット/異常畜発生鶏舎）、遠沈管、採血管、シリンジ、針、マジック、発泡スチロール箱、使い捨てカイロ、綿棒、材料保存液、保冷剤
- (3) 材料輸送関係：オートクレーブバッグ、ビニール袋、クーラーボックスおよび医療廃棄物用などの密閉プラスチック容器
- (4) 連絡・記録関係：携帯電話（防水措置）、デジタルカメラ、マニュアル類、調査票、関係書類、筆記具、クリップボード、タブレット・モバイルバッテリー（防水措置）、トランシーバー
- (5) 消毒関係：手動噴霧器、バケツ、消石灰、アルコールスプレー、逆性石けん、ブラシ、ポリタンク（水）、コーン、コーンバー
- (6) その他：着替え、飲食料

(防疫指針\_様式)

## 異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：北海道

家保名：

担当者：

## 1 現地調査（立入検査）

平成 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、異常家きん等の届出を受けた際に報告した内容から変更がある場合のみ記載

## 2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

## 3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

家きん舎数：

構造：開放、ウインドレス、その他（ ）

飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）

（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

## 4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

## 5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

## (1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数： (うち死亡羽数： 羽)
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）			

## (2) 死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

## (3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）



(防疫指針\_様式)

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：北海道

家保名：

担当者：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出（過去21日間）
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先（過去21日間）
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3 km、10 km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考



## Ⅱ 本庁対策本部指揮室

### 1 総括班長（農政部食の安全推進局長及び農政部次長）

#### (1) 防疫対策の総括

##### ア 役割

- (ア) 各班の総合的な調整を行い、必要な事項を指示する。
- (イ) 防疫措置に係る防疫計画（案）の調整結果や進捗状況を指揮室長、副指揮室長に報告する。
- (ウ) 各班の所管を越える対応が必要な場合は、指揮室長、副指揮室長と協議の上、適宜調整指示する。

## 2 防疫班

### (1) 班長(家畜衛生担当課長)

#### ア 役割

(ア) 本庁対策本部への防疫方針等の提案等

防疫計画(案)に関し、法及び防疫指針に基づく措置その他まん延防止措置上必要な事項について、あらかじめその内容を確認し妥当性を評価するとともに、その旨本庁対策本部総括班長に説明を行う。

(イ) (総合)振興局対策本部への指示等

防疫計画(案)に関し、法及び防疫指針に基づく措置その他まん延防止上必要な作業を遂行する上において、(総合)振興局対策本部指揮室副室長(管轄家保所長)に直接指示し、又は必要事項について聴き取りを行い、若しくは班員にさせることとする。

なお、判断が困難な場合には総括班長と協議の上指示する。

(ウ) 防疫遂行上の課題解決

防疫遂行上の課題が生じた場合において、課題解決の検討又は情報収集にあつては、総括班長と協議の上、班長は必要に応じて防疫班以外の本庁対策本部構成員に対し協力を求める。

(エ) 発生農場等以外におけるまん延防止措置

(総合)振興局対策本部管轄外の地域において本病のまん延防止上必要な事項が生じた場合において、班長は各家保所長に直接対応を指示する。

### (2) 班を構成する係

ア 防疫対策係(畜産振興課家畜衛生係)

防疫対策の総合調整、動物衛生課との連絡調整を行う。

イ 埋却支援係(事業調整課)

埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。

### (3) 防疫対策係(畜産振興課家畜衛生係)

#### ア 作業内容

防疫対策の総合調整、動物衛生課との連絡調整を行う。

#### イ 作業手順

(ア) 法又は防疫指針に基づく措置に係る実務

- a 防疫指針において、動物衛生課と協議を要する課題については、動物衛生課と協議する。
- b 法第32条、33条及び34条に基づく移動等の制限の範囲及び対象の決定と告示に係る事務。
- c 法第58条又は第59条に基づく、へい殺畜等手当金等に係る事務。
- d 発生農場における防疫措置終了後、管轄する家保と連携して行う、経営再開に向けたモニター家きんの検査等の事務。
- e 家伝法第60条第2項に基づき国が負担する範囲内において、家伝法第32条に基づく移動等の制限等に起因する家きんの所有者の損失の補てん等の事業を北海道が行う場合にあっては、その補てん必要額等の調査、同事業に係る事務及び動物衛生課との必要な協議等。

(イ) 家畜防疫員の動員

家畜防疫員の動員にあたっては、派遣する時期、人数を（総合）振興局対策本部指揮室副室長(管轄家保所長)と協議して決定し、各家保所長に家畜防疫員の派遣を要請する。なお、要請にあたっては、副室長を含む全ての職域を補佐するため、管理職相当の家畜防疫員の派遣も要請する。

(ウ) 防疫資材等の調達の場合

防疫用資材の調達は防疫支援班が主となって行うが、調達にあたって専門的知識が必要となる消毒薬、殺処分作業用炭酸ガスボンベ及びこれらに使用に必要な資機材、並びにストックポイント又は各家保に備蓄している防疫資材の調達又は輸送等の調整は、原則、防疫対策係が行う。

#### (4) 埋却支援係(事業調整課)

##### ア 作業内容

埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。

##### イ 作業手順

(ア) 埋却地における掘削、死体・汚染物品の投入、埋却に伴う契約、設計、施工に係る事務において、(総合)振興局対策本部だけでは処理が困難な事項について本庁関係部課に対して調整、又はその事務を補助する。

(イ) 埋却の方法、埋却を行う場所の設計について、当初の防疫計画から変更する場合(工事施工上の軽微な変更を除く)、本庁対策本部指揮室防疫班(畜産振興課家畜衛生係)と協議し、法及び指針の規定に合致していることを確認する。

### 3 防疫支援班

#### (1) 班長(畜産振興課長)

##### ア 役割

(ア) 防疫作業の進捗について防疫班長(畜産振興課家畜衛生担当課長)と情報を共有し、不足資材、又は不足が想定される資材について(総合)振興局対策本部指揮室総括・調整班長(農務課長)と協議し、(総合)振興局において調達可能、困難な資材を仕分け、調達困難な資材の調達を防疫支援班に指示する。

また、必要に応じてその出納に係る事務において他部課との調整を行う。

(イ) (総合)振興局対策本部指揮室総括・調整班長(農務課長)と協議し、(総合)振興局対策本部のみでは解決できない課題について、本庁他部課との調整を行う。

#### (2) 班を構成する係

##### ア 防疫支援係(畜産振興課酪農振興係、牛乳乳製品係、肉牛振興係)

(総合)振興局対策本部指揮室との連絡調整や防疫資材の供給調整を行う。

##### イ 集合施設運営支援係(技術普及課)

現地の集合施設の設営、運営及び受入の支援を行う。

##### ウ 消毒ポイント支援係(畜産振興課畜産環境係)

消毒ポイントの設置・運営の支援を行う。

##### エ 健康管理・感染症対策係(人事局職員厚生課及び保健福祉部感染症対策課)

職員の健康管理や感染症対策、傷病時の対応を行う。

### (3) 防疫支援係(畜産振興課酪農振興係、牛乳乳製品係、肉牛振興係)

#### ア 作業内容

(総合) 振興局対策本部指揮室との連絡調整や防疫資材の供給調整を行う。

#### イ 作業手順

(ア) (総合) 振興局対策本部指揮室との連絡調整

(総合) 振興局対策本部指揮室と連携し、課題が生じた場合には本庁関係部課に対し調整、要請が行われるよう本庁対策本部指揮室総括班長に対して対応を提案する。

(イ) 防疫資材の供給調整

(総合) 振興局対策本部指揮室防疫支援班と連携し、(総合) 振興局対策本部で調達が困難な防疫資材等の調達、重機の手配、緊急防疫資材ストックポイントの備蓄資材等の搬送にあたって、調達の実務(肉牛振興係)、出納に係る事務(酪農振興係、牛乳乳製品係)を行う。

また、国が負担する費用に係る事務を行う防疫班(家畜衛生係)と連携して対応する。



#### (4) 集合施設運営支援係(技術普及課)

##### ア 作業内容

現地の集合施設の設営、運営及び受入の支援を行う。

##### イ 作業手順

(総合) 振興局対策本部指揮室と連携し、課題が生じた場合には本庁関係部課に対し調整、要請が行われるよう本庁対策本部指揮室総括班長に対して対応を提案する。

## (5) 消毒ポイント支援係(畜産振興課畜産環境係)

### ア 作業内容

消毒ポイントの設置・運営の支援を行う。

### イ 作業手順

- (ア) 消毒ポイントに係る情報を飼料会社及びこれらが所属する機関に情報提供する。
- (イ) 消毒ポイントの位置、設置場所の増減等について飼料会社等から要請があった場合は、本庁対策本部指揮室防疫班と防疫上の必要性を検討した上で、必要に応じて(総合)振興局対策本部指揮室防疫支援班と調整を行う。

**(6) 健康管理・感染症対策係(人事局職員厚生課及び保健福祉部感染症対策課)**

**ア 作業内容**

職員の健康管理や感染症対策、傷病時の対応を行う。

**イ 作業手順**

(総合) 振興局対策本部指揮室防疫支援班と連携し、課題が生じた場合には本庁関係部課に対し調整、要請が行われるよう本庁対策本部指揮室総括班長に対して対応を提案する。

## 4 調整班

### (1) 班長(農政課長)

#### ア 役割

(ア) 本庁対策本部及び指揮室の運営

本庁対策本部及び指揮室の立ち上げに係る調整を行うとともに、防疫作業の進捗について防疫班長及び防疫支援班長と情報を共有しながら適宜本庁対策本部会議を開催し、庁内の情報共有と円滑な協力体制構築を図る。

(イ) 動員体制に係る調整

(総合) 振興局対策本部指揮室総括・調整班長(農務課長)と協議し、(総合) 振興局対策本部のみでは解決できない課題について、必要に応じて他部課との調整を行う。

### (2) 班を構成する係

#### ア 企画・総務係(農政課、人事局人事課)

本庁対策本部の運営、指揮室の設置、報道対応及び防疫作業員の動員調整を行う。

#### イ 関係機関調整係(食品政策課)

本庁対策本部の支援、指揮室の運営、関係機関や関係団体への連絡調整を行う。

#### ウ 災害派遣調整係(危機対策局危機対策課)

災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。

### (3) 企画・総務係（農政課、人事局人事課）

#### ア 作業内容

本庁対策本部の運営、指揮室の設置、報道対応及び防疫作業員の動員調整を行う。

#### イ 作業手順

##### (ア) 本庁対策本部の運営（農政課）

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要領を施行するとともに、当該要領に基づき対策本部に係る庶務を処理するとともに、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部指揮室運営規程を施行し、当該規程に基づく庶務を処理する。

##### (イ) 動員調整（農政課、人事局人事課）

a （総合）振興局対策本部指揮室総括・調整班と連携し、当該（総合）振興局管内のみでは動員が不可能な人員について、庁内及び対策本部が設置された（総合）振興局以外の（総合）振興局と調整して不足している人員を動員する。さらに動員が必要な場合にあつては、本庁対策本部指揮室防疫班（畜産振興課家畜衛生係）を通じて、畜産関係団体に動員の協力を依頼する。

b 動員した人員については、（総合）振興局対策本部指揮室総括・調整班が指定する日時及び場所に到着できるようにその移動及び宿泊に係る手段の手配を行う。宿泊先には、（総合）振興局対策本部指揮室総括・調整班から提示される候補地を優先して選定する。なお、家畜防疫員の動員については本庁防疫対策本部指揮室防疫班が行う。

また、関係部に動員を要請する場合においては、必要に応じて人事局人事課と協議し、他部課への動員要請、調整を行い、その人員リストを農政課へ提供、農政課は上記と同様にこれらの人員を防疫作業に従事させるよう手配する。

##### (ウ) 報道対応（農政課）

報道対応に係る実務を行う。

#### (4) 関係機関調整係(食品政策課)

##### ア 作業内容

本庁対策本部の支援、指揮室の運営、関係機関や関係団体への連絡調整を行う。

##### イ 作業手順

###### (ア) 本庁対策本部の運営補佐

農政課が行う対策本部運営に係る事務において、必要に応じて農政課の要請によりこれを補佐する。

###### (イ) 動員調整補佐

農政課が行う動員調整において、必要に応じて農政課の要請によりこれを補佐する。

###### (ウ) 関係機関や関係団体への連絡

本庁対策本部が行う関係機関や関係団体等への連絡を補佐する。

## (5) 災害派遣調整係(危機対策局危機対策課)

### ア 作業内容

災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。

### イ 作業手順

- (ア) 自衛隊派遣に係る連絡、調整を行う。防衛省又は自衛隊から派遣先の対応について照会、要望があった場合に関係班と調整を行う。
- (イ) 現地受入体制、作業従事者の健康管理又は傷病時対応については調整班(農政課)、従事作業の実務については防疫班(畜産振興課家畜衛生係)と連携して対応する。







### Ⅲ （総合）振興局対策本部

#### 1 総務課

##### (1) 作業内容

- ア 庁内における総合調整
- イ 防疫措置などに要する予算の執行
- ウ 庁舎等の営繕関係の調整
- エ 私立学校における幼児、児童、生徒及び保護者の不安解消のための指導
- オ 私立学校における学校等における家きん等飼育施設の飼育状況の再確認
- カ 庁内連絡体制の確認

##### (2) 作業手順

- ア 防疫措置などに要する予算の執行  
防疫措置を進めるための物品購入、業務委託等に係る事務において、関係部局間の調整を行い、予算の円滑な執行を図る。
- イ 庁舎等の営繕関係の調整  
道所有不動産の利用、庁舎内電源や電話回線確保等に係る調整を行い、振興局対策本部の円滑な運営を図る。
- ウ 私立学校等関係者の不安解消及び飼養家きん等対応  
教育局と連携し、関係者に対する情報提供等関係者の不安解消を図る。また、関係施設における家きんの飼養所状況を再確認し、当該飼養家きんに異状が見られた場合の連絡体制を整える。

## 2 地域政策課

### (1) 作業内容

- ア 報道各社との連絡調整、プレスリリースや記者発表の対応
- イ 道民への情報提供
- ウ 発生が大規模な場合の自衛隊への派遣要請及び撤収要請

### (2) 作業手順

- ア プレスリリース、記者発表
  - 本庁対策本部と十分連携の上、記者発表の内容、方法等について調整を行う。
- イ 取材活動に係る調整
  - (ア) 取材に対する報道関係者への協力要請内容を調整し周知を図る。
  - (イ) 庁内取材先を調整し、同じく報道関係者に周知を図る。

#### (参考) 協力要請文(案)

~~平成~~\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_時\_\_分 配付

各報道機関 各位

高病原性鳥インフルエンザにおける養鶏場等現地取材にあたってのお願い  
日頃より、道政広報にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

\_\_月\_\_日に\_\_管内\_\_市(町村)の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところですが、本病のまん延防止のため、制限区域内の農場はもとより、道内全ての家きんを飼養する農場への立入は厳に慎むようお願いします。

#### 1 本病のまん延防止について

移動制限区域(半径3km)及び搬出制限区域(半径3~10km)内への立入は可能ですが、まん延防止のため、消毒ポイントや防疫作業従事者集合場所などでの取材にあたっては、次のとおりご協力をお願いします。

- 消毒ポイントにおいて、必ず、十分な消毒を行うこと
- 消毒作業等に支障が生じないよう十分配慮すること

#### 2 プライバシー侵害の防止について

農場が特定される映像等の報道は控えること(上空含む)

#### 3 防疫作業等の写真素材の提供について

随時提供してまいりますのでご活用をお願いします。

#### 4 今後の防疫作業のお知らせについて

殺処分や埋却の完了時など、防疫作業に係る一定の節目にプレスリリースします。

ウ 相談窓口の開設

道民に対する相談窓口を設置し、本病の防疫措置の終了(全移動制限等の解除)まで運営する。

エ 相談対応に係る実務

相談対応職員、連絡先となる電話番号を定め、広報紙又はホームページで周知し、その旨(総合)振興局対策本部に報告する。

オ 自衛隊への災害派遣要請及び撤収要請

詳細は、Ⅳの3の(6)自衛隊連携係を参照  
要請に係る文書は次の例(清水町での事例)による

(ア) 要請文書

(参考) 派遣要請文(案)

○地政第○○○号  
~~平成~~○年○月○日

陸上自衛隊第○旅団長 様

北海道知事 ○○ ○○

災害派遣の要請について  
このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので自衛隊の派遣を要請します。  
記

- 1 災害の状況及び派遣を要する理由  
高病原性鳥インフルエンザ防疫に係る自衛隊派遣が必要なため
- 2 派遣を希望する期間  
~~平成~~○年○月○日(○)○時○分から緊急措置終了まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域  
○○町
  - (2) 活動内容  
高病原性鳥インフルエンザに係る鶏の殺処分、人員輸送、鶏舎の清掃及び消毒等の防疫作業
- 4 派遣部隊が展開できる場所  
○○町体育館～発生農場(○○町○○番地)
- 5 派遣部隊と連絡方法
  - (1) 連絡責任者  
○○(総合)振興局地域創生部地域政策課 ○○ ○○
  - (2) 連絡先  
電話：○○○○-○○-○○○○

○○(総合)振興局地域創生部地域政策課  
TEL：○○○○-○○-○○○○  
FAX：○○○○-○○-○○○○

(イ) 撤収要請文書

○地政第○○○号  
~~平成~~○年○月○日

陸上自衛隊第○旅団長 様

北海道知事 ○○ ○○

災害派遣の撤収要請について  
~~平成~~○年○月○日付け○地政第○○○号で要請しました災害派遣要請について、  
次の日時をもって撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請の対象活動  
○○町における高病原性鳥インフルエンザ防疫に係る緊急処置が終了したため
- 2 撤収要請日時  
~~平成~~○年○月○日 (○) ○時○分

○○ (総合) 振興局地域創生部地域政策課  
TEL : ○○○○-○○-○○○○  
FAX : ○○○○-○○-○○○○

### 3 環境生活課

#### (1) 作業内容

- ア 埋却場所周辺の公共用水域、地下水及び湧水（以下「公共用水域等」という。）の水質検査の実施
- イ 環境省と連携した野鳥生息調査や鳥類の飼育に係る相談対応
- ウ 消費者への情報提供、消費者の相談対応

#### (2) 作業手順

- ア 公共用水域等の水質検査の実施
  - (ア) (総合) 振興局対策本部指揮室総括・調整班から情報提供のあった埋却場所が、公共用水域等に近接していないことを確認する。
  - (イ) 埋却作業開始までに水質検査実施計画書を作成し、これに基づき埋却前及び埋却後の水質検査を実施する。(分析機関～試験検査課等)
  - (ウ) 水質検査実施計画書及び水質検査結果は、(総合) 振興局対策本部指揮室総括・調整班に報告する。

#### (参考) 埋却場所周辺の公共用水域等の水質検査について

- 1 埋却場所の確認  
周辺の公共用水域等の情報に照らし、埋却場所が公共用水域等に近接していないことを確認する。
- 2 水質検査実施計画書の作成  
(総合) 振興局対策本部指揮室から情報提供のあった埋却場所及び埋却時刻を基に、埋却作業開始前に、水質検査実施計画書を作成する。  
水質検査実施計画書には、採水場所・検査項目、実施時期等を含むものとする。
- 3 採水場所  
採水場所は次により選定する。
  - ア 埋却場所の公共用水域等の直上流域（ブランク地点）及び直下流域の2地点
  - イ その他必要と認める地点
- 4 検査項目  
次の項目を検査項目とする。
  - ア 水素イオン濃度（pH）
  - イ 生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）
  - ウ 浮遊物質（SS）※地下水及び湧水を除く
  - エ 糞便性大腸菌群数
  - オ 電気伝導率（EC）
  - カ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
  - キ アンモニア性窒素
  - ク その他必要と認める項目
- 5 水質検査の実施時期  
原則、埋却前、埋却後（埋却直後、2週間後、1か月後、2か月後、3か月後）に実施する。
- 6 (総合) 振興局対策本部指揮室への報告  
水質検査実施計画書は作成後、水質検査結果は分析終了後、速やかに(総合) 振興局対策本部指揮室に報告する。  
但し、(総合) 振興局対策本部指揮室廃止後は、(総合) 振興局農務課に報告する。

イ 野鳥等の調査

(ア) 野鳥等の調査

- a 道内において高病原性(低病原性)鳥インフルエンザが発生した状況を、本庁生物多様性保全課を通じ環境省に報告する。
- b 「北海道における野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」(平成20年11月策定。以下本項において「マニュアル」という。)に基づき、周辺地域における野鳥監視を強化し、死亡又は衰弱している野鳥の早期発見・回収に努める。
- c 環境省が実施する野鳥等の調査に協力する。
- d 調査の実施状況等を対策本部へ報告するとともに、対策本部及び関係機関と協議の上、必要に応じてマスコミ等への情報提供を行う。

(イ) 死亡野鳥に対する対応

- a 地域住民等に対して、死亡野鳥の取扱いに関する普及啓発を行うとともに、死亡野鳥の通報があった場合はマニュアルに基づき回収・検査を実施する。
- b 移動制限区域内の死亡野鳥等を区域外の検査場所等に搬送する場合は、ウイルスの散逸防止及び人への感染に十分注意し、消毒ポイントで車両等を消毒してから、検査場所等に運ぶ。

ウ 相談対応に係る実務

相談対応窓口、連絡先となる電話番号を定め、広報紙又はホームページで周知し、その旨(総合)振興局対策本部に報告する。

## 4 社会福祉課

### (1) 作業内容

保健・福祉施設等に関する調整

### (2) 作業手順

ア 保健・福祉施設等関係者の不安解消

『「高病原性鳥インフルエンザ」に対する留意点について』再度徹底することや、飼育管理の徹底について改めて指導する。

イ 異常家きん確認時の連絡体制

保健・福祉施設等で飼育されている家きんに異状が見られた場合の連絡体制を改めて確認し、関係部課で共有する。

ウ 保健・福祉施設等における家きん等の飼育状況の再確認

飼育している家きん等の種類と羽数及び最近死亡した羽数を確認し、異常家きんを発見した際の家保への通報について改めて周知する。



## 5 生活衛生課及び食肉衛生検査所

### (1) 作業内容

食鳥処理場、認定小規模食鳥処理場への情報提供、注意喚起及び防疫協力等埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸水等の水質検査の調整

### (2) 作業手順

#### ア 食鳥処理場等に対する注意喚起

食鳥処理場等に対し、搬入された家きんに異状が見られないことを確認することについて改めて徹底し、異状を発見した場合における家保への迅速な通報について注意喚起を行う。またこれらの対応の状況について管轄家保に情報提供する。

#### イ 家保の業務への協力

防疫指針の規定により、家伝法に基づき知事が業務を停止させた食鳥処理場又は認定小規模食鳥処理場において、防疫指針の規定により業務を再開しようとする場合にあつて、家保が行う再開要件等の確認作業等に対して家保から要請があつた場合、立会等の協力を行う。

また、発生農場から食鳥処理場等への生体又はG Pセンターへの鶏卵の出荷があり、かつこれらが汚染物品に該当すると家畜防疫員が判断した場合には当該物品の措置について施設への指導等の協力を行う。

#### ウ 水道水源及び飲用井戸水等の水質検査の実施

(ア) (総合) 振興局対策本部指揮室総括・調整班から情報提供のあつた埋却場所が、水道水源、水源上流河川、飲用井戸等に近接していないことを確認する。

(イ) 埋却作業開始までに水質検査実施計画書を作成し、これに基づき埋却前及び埋却後の水質検査を実施する。(分析機関～試験検査課等)

(ウ) 井戸所有者等に検査を行う趣旨を説明する際には、環境生活課、生活衛生課、農務課、家保、市町村等と連携の上対応する。

(エ) 水質検査実施計画書及び水質検査結果は、(総合) 振興局対策本部指揮室総括・調整班に報告する。

(オ) 周辺住民の不安がある場合、水質検査等を実施する。

(参考) 水質検査について

- 1 水道水源及び水源上流河川  
市町村に対し、水道水源における水質検査項目の選定、水質検査実施計画書の作成及び水質検査の実施を指導する。
- 2 飲用井戸等  
水質検査項目の選定及び水質検査実施計画書を作成する。
- 3 検査項目の選定
  - ア 一般細菌
  - イ 大腸菌
  - ウ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - エ 塩化物イオン
  - オ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
  - カ pH値
  - キ 味
  - ク 臭気
  - ケ 色度
  - コ 濁度
  - サ その他水道法水質基準項目のうち必要と認める項目
- 4 埋却前水質検査の実施  
水質検査実施計画書に基づき、埋却前の水質検査を実施する。
- 5 市町村及び飲用井戸等設置者等に対する飲用指導の実施
- 6 埋却後水質検査の実施  
水質検査実施計画書に基づき、埋却後の水質検査を実施する。原則として、埋却直後、2週間後、1か月後、2か月後、3か月後に、水質検査を実施する。
- 7 (総合) 振興局対策本部指揮室への報告  
水質検査実施計画書は作成後、水質検査結果は分析終了後、速やかに(総合) 振興局対策本部指揮室に報告する。  
但し、(総合) 振興局対策本部指揮室廃止後は、(総合) 振興局農務課に報告する。
- 8 その他  
その他必要事項は「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、対応する。  
注) 飲用井戸等は、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」第3の規定による。

## 6 商工労働観光課

### (1) 作業内容

- ア 食品流通、加工業者等食品産業関係者への情報提供及び相談対応
- イ 観光関係団体に対する情報提供及び相談対応
- ウ 関連事業者等に対する相談対応を行うとともに金融支援対策

### (2) 作業手順

- ア 関連する中小企業者等に対する相談窓口の設置  
高病原性鳥インフルエンザの発生により、道内の関連中小企業者等の経営に影響があると懸念される場合に、各(総合)振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所に経営及び金融に関する相談窓口を設置する。
- イ 中小企業総合振興資金(融資制度)による支援
  - (ア) 資金名  
経済環境変化対応資金(経営環境変化対応貸付)
  - (イ) 融資対象
    - a 経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等、業況の悪化を来している中小企業者等
    - b 原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等

## 7 建設管理部

### (1) 作業内容

消毒ポイントにおける道路占用許可関係の事務

### (2) 作業手順

ア 道路使用許可申請

道路交通法の規定に基づき道路の所轄警察署長に提出される道路使用許可申請に係る事務に助言する。

イ 道路占用許可申請

道路法の規定に基づき道路の管理者に提出される道路占用許可申請に係る事務に助言する。

ウ 消毒ポイント選定に係るその他の事務

(総合) 振興局対策本部指揮室防疫支援班が行う消毒ポイントの設置場所の選定において必要な助言を行う。